

坂井市における新規就農支援事業について【R5年度】

項目		国	県	市	備考
		(新規就農者育成総合対策)	(新規就農者支援事業)	(新規就農者定住促進等事業)	
就農準備型	名 称	就農準備資金	①県単就農給付金／②研修奨励金	就農準備促進等事業支援金	
	対 象 者	・50歳未満 ・就農見込者	・①50歳以上60歳未満／②60歳未満 ・県外出身の研修生	・18歳以上60歳未満 ・市外から転入し定住する就農見込者 ・市外出身者	
	交 付 額	12.5万円／月（年150万円）	①県単 90万円／年 ②研修 5万円／月（年60万円）	5万円／月（年60万円） ※国・県と重複する場合は、上記金額の1/2	国+県②+市 年240万円 国+市 年180万円 県①+県②+市 年180万円 市 年60万円
	交付期間	最長2年間	最長2年間	最長2年間（6ヵ月～2年間）	
	条 件	・園芸カレッジで研修を受ける場合 ・5年以内に経営開始計画が達成見込み ・研修終了後1年以内に就農見込み	・県外出身の園芸カレッジ研修者 ・研修終了後1年以内に、県内で就農見込 ・②夫婦で交付の場合は90万円／年	・園芸カレッジ又は里親農家での研修者 ・研修終了後、市内で就農見込	
経営開始型	名 称	①経営発展支援事業／②経営開始資金	就農奨励金	新規就農者定住促進事業支援金	
	対 象 者	・50歳未満 ・認定新規就農者	・50歳以上60歳未満 ・認定新規就農者	・20歳以上60歳未満 ・認定新規就農者 ・市外出身者	
	交 付 額	①補助率：県支援分の2倍を国が支援 (国の補助率上限1/2) ②1～3年目 12.5万円／月（年150万円）	・非農家 1年目 15万円／月（年180万円） 2年目 10万円／月（年120万円） 3年目 5万円／月（年60万円） ・兼業農家 15万円／月（年180万円） ・専業農家 5万円／月（年60万円）	・1年目 10万円／月（年120万円） ・2年目 10万円／月（年120万円） ・3年目 5万円／月（年60万円） ※国・県と重複する場合は、上記金額の1/5	(1年目) 国+市 年174万円 国 年150万円 県+市 年204万円 県市 年180万円 市 年120万円
	交付期間	最長3年間	3年間（兼・専業農家出身者は1年間）	3年間	
	条 件	①補助対象事業費の上限額は、1,000万円 (②の交付対象者の場合は、500万円) 前年世帯所得600万円以下 ・人農地プランの中心経営体に位置付 ・夫婦で交付対象となる場合は1.5倍の金額	・就農後5年度以内 ・夫婦で交付対象の場合は1.5倍の金額(上限225万/年) ・農業法人等への就業は対象外 ・人農地プランの中心経営体に位置付	・市内において定住し、かつ就農する ・市の青年等就農計画等の認定を受ける	
住宅確保型	名 称	—	住宅確保助成金	空き家等活用支援金	
	対 象 者	—	・50歳以上60歳未満 ・県外出身の認定新規就農者	・18歳以上60歳未満 ・市外から転入し空き家等を活用し定住する就農見込者、及び就農者（就農は市内に限る）	
	交 付 額	—	月額家賃の1/2以内（最高月26,500円） ※月額家賃53千円限度	5万円以内／月（年60万円以内） ※月額家賃から県事業助成金額を控除した額を上限とする	(最高額) 県+市 年60.0万円 県市 年31.8万円 市 年60.0万円
	交付期間	—	3年間（経営開始後）	最長5年間 ※上記両支援金の交付を受ける期間	
	条 件	—		市内の空き家等の活用	
負担割合		国 10/10(①のみ国1/2、県1/4)	県 1/2、市 1/2	市 10/10	